

労働者協同組合法とは

1



労働者協同組合法（令和4年10月から施行）

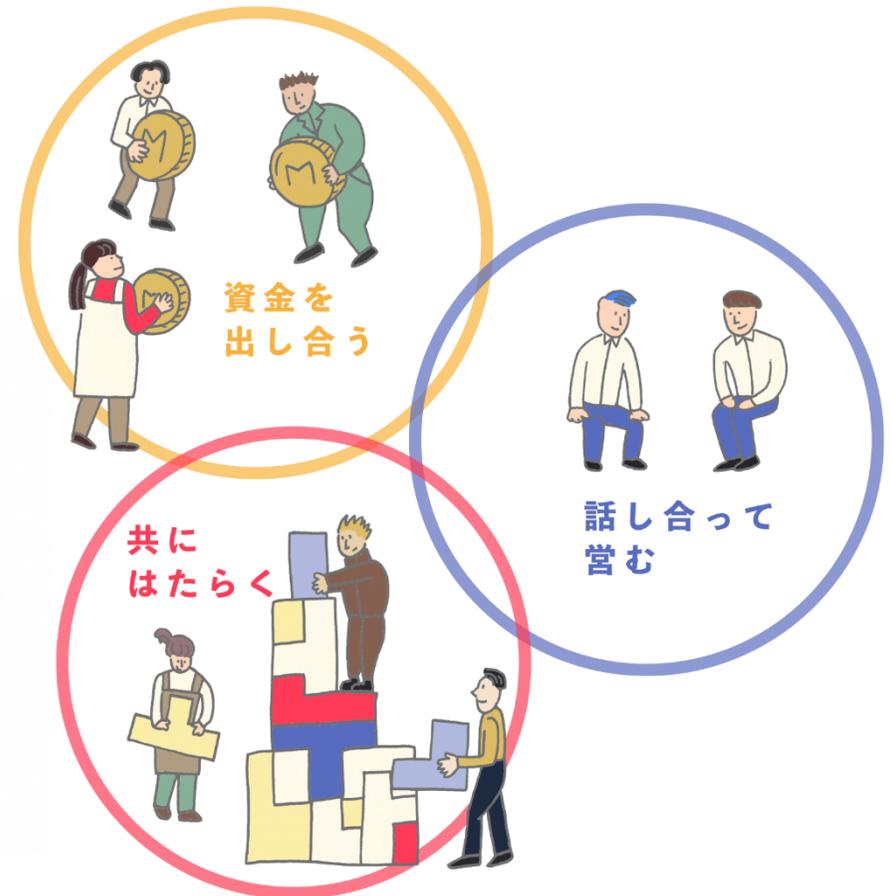
「労働者協同組合」とは、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織であり、地域のみんで意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

本年10月に施行される労働者協同組合法は、この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

この法律では、労働者協同組合は、以下（1）から（3）の基本原則に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とするよう定めています。

基本原則

- (1) 組合員が出資すること
- (2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- (3) 組合員が組合の行う事業に従事すること



労働者協同組合の主な特色

(1) 地域における多様な需要に応じた事業ができる

労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能。※許認可等が必要な事業についてはその規制を受ける。
介護・福祉関連（訪問介護等）、子育て関連（学童保育等）、地域づくり関連（農産物加工品販売所等の拠点整備等）等

(2) 組合員の議決権、選挙権は平等

株式会社と異なり、出資額にかかわらず、組合員は平等に1人1票の議決権と選挙権。

(3) 簡便に法人格を取得でき、契約などができる

NPO法人（認証主義）や企業組合（認可主義）と異なり、行政庁による許認可等を必要とせず、法律に定めた要件を満たし、登記をすれば法人格が付与される（準則主義）。
これらの法人よりも少ない人数である、3人以上の発起人が揃えば設立可能。

(4) 組合員は労働契約を締結する必要がある

組合員は労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの法令による労働者として保護される。

(5) 出資配当はできない

配当を行う場合、出資額に応じてではなく、組合の事業に従事した分量に応じて行う。

(6) 都道府県知事による監督を受ける

毎年度、決算関係書類などを提出する必要があるなど、都道府県知事による監督を受ける。

労働者協同組合と既存の法人制度

地域社会の課題の解決のためには様々な法人形態があり、労働者協同組合は既存の法人制度と共存するものです。労働者協同組合は、地域社会の課題の解決のための活動を行おうとする方の選択肢を広げ、こうした活動を一層促進するという意義があります。

	労働者協同組合	企業組合	株式会社	合同会社 (LLC)	NPO 法人	一般社団法人	農事組合法人
目的事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業（労働者派遣事業以外化の事業であれば可）	組合員の働く場の確保、経営の合理化	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	特定非営利活動(20分野)	目的や事業に制約はない（公益・共益・収益事業も可）	（１）農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業 （２）農業の経営 （３）（１）及び（２）に附随する事業
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義	準則主義	準則主義
議決権	1人1票	1人1票	出資比率による	1人1票	原則1人1票	原則1人1票	1人1票
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	株主による出資	社員による出資	会費、寄付	会費、寄付	組合員による出資
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	出資配当	定款の定めに応じた利益の配当	できない	できない	・利用分量配当（（１）の事業を行う場合に限る） ・従事分量配当 ・年7分までの出資配当

労働者協同組合の活動イメージ

これまで、労働者協同組合の基本原理に共感して地域の課題に取り組む団体には、根拠法である労働者協同組合法がなかったため、他の法人格を活用して活動を続けてきました。

現在労働者協同組合への移行を進めつつ、それぞれの形で地域のための活動を続けている団体の例をご紹介します。

具体的な取組① 農と食、人と地域がつながるデイサービス

- 埼玉県ふじみ野市にある平屋建ての地域密着型デイサービス。
- 周囲には畑が広がり、利用者は機能訓練を兼ねた農作業を楽しんでいます。収穫した野菜はデイサービスの食事として提供され、「おいしい」と評判です。ここでは、農業と食、地域が生き活きとつながった事業が実現しています。
- 活動のきっかけは、市営住宅に避難していた東日本大震災の被災者たちと有志の仲間交流会を始めたことでした。
- 被災者からの「息が詰まりそう、畑仕事がしたい」という思いを聞き、農地を借りて農作業をスタートしましたが、やがて、地域活動を持続的に行う拠点として事業所を立ち上げようと、話し合いを重ねて、デイサービスを開始しました。
- 「自分の親を預けたいと思えるデイサービス」という理念は話し合いの中で自然と生まれたものです。

自分の親を預けたいと思える、
こだわりのデイサービスを作る



具体的な取組② 商店街の活性化や住民のコミュニティづくり

- 阪神尼崎駅の近くの商店街に、高齢者や子どもの居場所づくり、商店街の活性化や住民のコミュニティづくりまで幅広く事業を行う団体。
- 設立したのは、この街で生まれ育った仲間たち。造園と介護事業をはじめ、子ども食堂の運営、児童デイサービス、地域の商店街活性化をめざしたイベント、地域連帯プロジェクトなど、多彩な事業を運営しています。
- 設立当初は組合員の前職の造園と、地域の必要性が高かった介護事業から始まりましたが、地域や住民の要望に応える形でどんどん広がってきました。
- 地域の居場所としてのコミュニティスペースや、空き店舗を改装した児童デイサービスなどの活動を通じ、地域商店街の方々とのつながりが増え、近隣の学校の先生や生徒、行政職員、NPO法人など、様々な人たちと一緒に活性化する活動にも取り組むことに。
- 皆で話し合いを繰り返し、阿波踊り、アート展、頭にピンポン玉を乗せて自転車を押して歩く「押しチャリンピック」、尼崎城再建をきっかけとして始まった「刀（カタナ）トング」による清掃活動など、様々なイベントが開催されました。

生まれ育った我が町に、昔のように
にぎわいを取り戻したい



具体的な取組③ 不登校・ひきこもり経験者が運営する映像・デザイン制作会社

- 東京都新宿区に、不登校・ひきこもりを経験した若者たちが立ち上げた株式会社があります。映像制作やデザイン制作が主な事業です。
- 代表のIさんは、中学校で不登校を経験し、フリースクールを経て、同じような経験をした若者が集まる大学に入りました。卒業後の進路を考えたとき、「自分たちにあった働き方を求めて、既存の会社に入るより、起業した方が早いのではないかと考え、大学時代に繋がりを持った人たちに投資を募り、自分たちでもお金を出し合って株式会社を起業。
- 現在、組織の運営は、毎週の全員参加の話し合いを経て行っています。ここでは、従業員も取締役も対等な立場で意見を述べ合って決定していきます。それぞれが、アルバイトなどで傷ついた経験があることから、仕事で無理をしそうなときはお互いにフォローし合ったり、また、働くことのみならずそれぞれの人生を大事にしようとしています。
- 設立初年度には、UNHCRからの依頼で、ビルマのカレン族の難民に、第三国定住先として日本を紹介する映像を制作しました。また、視覚障がい者の団体からのパンフレット制作依頼も請け負いました。

自分たちに合った働き方を求めて



具体的な取組④ 継業×誰もが働ける場づくり

「ともに働き、ともに生きる」地域づくりの実践

- 埼玉県所沢市のある廃業した豆腐屋から、障害者と共に働き地域課題の解決に取り組んでいる団体に「豆腐屋を復活させてほしい」という相談がありました。この豆腐屋では障害のある方も働いていたので、彼らの働く場を守ってほしいとのことです。
- 豆腐屋再生に集まってきた仲間は、生活保護を受給している人、派遣の仕事を転々としてきた人、これまで一度も働いたことがなかった若者、障害者手帳の交付対象ではないけれど何らかの障害がある人など。
- 全員で自分たちの働き方、事業所の経営、今後の事業展開について話し合い、障害福祉の制度も活用して、豆乳とおからを使ったお菓子屋さんを新たに立ち上げることに。
- 豆腐、菓子の製造・販売から始まった事業所ですが、現在は農業や里山保全の活動にも取り組んでいます。「武蔵野の落ち葉堆肥農法」にも取り組み、冬になると地元の高齢者や農業者と一緒に里山の落ち葉掃きに参加。また、定期的に狭山茶農家に出向き、土づくりや除草作業、化粧箱の箱折り等、地場産業のお手伝いも行っています。



具体的な取組⑤ 地域の課題×仕事起こし

地域に必要な仕事を、気づいた人達がつくる

- 東京都武蔵野市に、地域に必要な助け合いの仕組みを自ら作り、立ち上げた事業所。
- 様々な福祉の制度や行政の支援だけではカバーできないことに困っている人達がいるため、みんなで学びながら話し合い、「地域の困った」を解決する事業。
- 当初は、事業を成立させることは困難という意見もあったものの、実際に始めると、犬の散歩や旅行中の植木の水やりなど、小さな依頼が入り始めました。
- その後、法人格を取得して、小規模のグループ保育室の開設等を自治体から依頼されると、「地域の困った」のために、地域の人達自身が組合員になって就労していることが口コミで広がり、若い人達が新たに加入するように。
- 新しい風が入ったことで事業や経営も安定。様々な人が関わることで地域の人達の声やニーズを知ることができます。「地域の困った」を知ること、これが次の事業展開のヒントになる「私たちの財産」になっています。



具体的な取組⑥ 意見反映

意見反映こそが組合活動の根幹

- 主婦が中心となって家事代行サービスを提供する事業場。
総会などの公式の場に限らず、日常的な意見交換会も組合員全員が参加して活発に意見を交わしています。
- 意見交換の場では、組合員の雇用形態や役職、加入年数の長短などにかかわらず、誰もが対等に意見を出すことが尊重されています。
- 議題は多岐にわたりますが、意見交換をする際には、とりわけ事業の損益計算状況や進捗状況の確認は欠かせません。意見交換では経営状況も踏まえたうえで、事業の課題や新規事業、労働条件などを話し合います。
- 労働条件について検討する意見交換会では、意見反映を象徴するような一幕がありました。
- 現行の時給1200円を時給1500円へと引き上げる理事会からの提案に対して、時給が上がることは嬉しいが、経営の持続性に支障はないかという声が複数の組合員からあがりました。
- また、賃金原資の確保に関連して、当初の議題ではなかった1回200円の鍵預かり特別手当を廃止すべきではないかという声も組合員からあがりました。さらに、自宅から家事代行先までの距離に応じて支払われていた通勤手当を定額に変更する理事会提案について、「異議無し」とみられたなか、1人の組合員だけは代行先が遠距離であり、そのような変更は影響が大きい旨の発言がありました。
- こうした意見を踏まえ、理事会で再度検討することが決まりました。理事会で案を練り、組合員全員で意見交換をして、また理事会で検討することを繰り返し、全員が納得する形を自ら作り上げることを大切にしています。